

※詳細はお問い合わせください。

対象	名称・概要		問合せ先
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金を償還することができない方	➔ 猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に就労収入が減少した場合に、償還が猶予される場合があります。	西部福祉事務所(地域福祉担当) TEL 049-283-6780
新型コロナウイルス感染症で仕事を休んだ方	➔ 給付	傷病手当金 療養のため連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給(令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いが生じた方が対象)	加入する健康保険の保険者に確認
	➔ 給付	傷病見舞金 新座市の国民健康保険に加入している方で、傷病手当金の支給の対象とならない自営業者の方に支給(令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症に感染された方が対象)	国保年金課国民健康保険係 TEL 048-423-3035
会社の都合で仕事を休んだ方	➔ 給付	休業手当 平均賃金6割以上の額を会社が支給	埼玉労働局相談窓口 TEL 048-600-6262(平日9:00~17:00)
	➔ 給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった労働者へ支給※令和4年度分をもって終了。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276 (平日8:30~20:00、土日祝8:30~17:15)
新型コロナウイルス感染症の影響による、休業・失業等で収入が減少した方	➔ 貸付	緊急小口資金(特例) 世帯あたり10万円(特に必要と認められる場合20万円)を上限とする生活費の貸付	新座市社会福祉協議会 TEL 048-480-5705
	➔ 貸付	総合支援資金(特例) 世帯あたり2人以上は月20万円、単身は月15万円を上限とする生活費の貸付(原則3月以内)	
離職等で住居を失った、又は失うおそれがある方	➔ 給付	住居確保給付金 一定期間の家賃相当額を支給 ※世帯人数による上限額、その他求職活動等の支給条件あり ※休業等に伴う収入減少により離職等と同程度の状況となった場合も対象	生活支援課 TEL 048-477-6347
国民年金保険料の納付が困難な方	➔ 猶予 または 減免	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、所得が免除・猶予の基準を満たすことが見込まれる場合、保険料が免除・猶予されます。 ※申請が必要です。 ※令和4年度分をもって終了します。	国保年金課国民年金係 TEL 048-424-9612
国民健康保険税の納付が困難な方	➔ 猶予 または 減免	新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の収入等が一定程度(前年比30%以上)減少した方は、申請により国民健康保険税が減免されます。 ※令和4年度課税分をもって終了します。	国保年金課保険税賦課係 TEL 048-424-4867
介護保険料の納付が困難な方	➔ 猶予 または 減免	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った第1号被保険者又は主たる生計維持者の事業収入等が、前年当該収入と比較して30%以上の減少が見込まれる第1号被保険者(ただし、前年の事業収入等以外の所得の合計金額が400万円以下であること。)は、介護保険料が減免・猶予されます。※申請が必要です。 ※令和4年度課税分をもって終了します。	介護保険課管理係 TEL 048-424-9609
公共料金や電話料金の支払いが困難な方	➔ 猶予	各電気・ガス・電話等の事業者による支払期限の延長	各電気・ガス・電話等の事業者